



HPはこちら

申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」シリーズ③

## 単身赴任者の帰省代用証の 使用禁止期間の撤廃と 交付枚数の改善を要求！



★単身赴任者の帰省代用証の使用禁止期間の撤廃を要求！

### 現場で働く組合員・社員の声

- ・「フレックス定期券」は365日使用可能だが、単身赴任者に発行されている帰省代用証に使用制限期間があるのはおかしい！
- ・会社による「任用の基準」で異動となり、単身赴任をせざるを得ない社員に対し、繁忙期に「自己負担」で帰省することが、本当に「社員・家族の幸福の実現」につながるのか！
- ・社員の福利厚生とは目的や性質が違う！「使用禁止期間」としている年末年始やお盆期間にこそ、社員は家族と一緒に過ごしたいのである！

★帰省代用証の交付枚数を「年間96枚」とすることを要求！

<現行>月3往復分・年間72枚 → <要求>月4往復分・年間96枚

### 現場で働く組合員・社員の声

- ・現在の交付枚数では足りていない！社員は自己負担で帰省している実態がある！
- ・会社による「任用の基準」で異動となり、単身赴任をせざるを得ない社員に対して、最低でも「週1回」は家族が待つ自宅に帰省できることを保障するために、帰省代用証を要求通りとするべきだ！

**異動を命じた会社が責任を持って  
社員の生活実態に寄り添った制度に改善するべきだ！**